

山梨県公報

号外第十五号

平成十六年

三月三十一日

水曜日

目次

山梨県行政組織規則の一部を改正する規則……………一

山梨県事務決裁規則の一部を改正する規則……………六

山梨県事務委任規則の一部を改正する規則……………二六

規則

山梨県規則第二十九号

山梨県行政組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十六年三月三十一日

山梨県知事 山本 栄彦

山梨県行政組織規則の一部を改正する規則

山梨県行政組織規則(昭和四十三年山梨県規則第十二号)の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

(本庁)

第三条 本庁とは、山梨県部等設置条例(昭和二十八年山梨県条例第一号)に基づき設置された部及び政策秘書室(以下「部等」という。)並びに部等の下に置く県民室及び課並びに県民室の下に置く課並びに地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。)第七十一条の規定による出納局及び出納局の下に置く課をいう。

第七条第一項中、「山梨県部制条例(昭和二十八年山梨県条例第一号)に基づき設置された部(以下「部」という。)(を「部等」に改め、同条第三項を削り、同条第四項の表中「森林環境総務課」「再資源化システム推進室」「環境整備課」「廃棄物不法投棄対策室」「土木総務課」「技術管理室」「道路整備課」を「土木総務課」「技術管理室」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「第一項及び第三項

技術管理室
道路企画室

に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「第一項及び第三項

の課並びに」を「第一項の課及び」に改め、同項を同条第四項とする。

第七条の二を削り、第七条の三を第七条の二とする。

第九条中「課のうち」の下に「秘書課」を、「商工総務課」の下に「観光企画課」を、「次の事務」の下に「秘書課については、第一号及び第二号の事務に限る。」「を加え、「部」を「部等」に改める。

第十条第一項中「部」を「部等」に、「第七条第四項」を「第七条第三項」に改める。

第十一条中「部内」を「部等内」に、「部長が」を「部長又は政策秘書室長が」に、「局長」を「出納局長」に、「部相互間」を「部等相互間」に改める。

第十二条の二を次のように改める。

(政策秘書室長等)

第十二条の二 政策秘書室に政策秘書室長を置く。

2 政策秘書室に必要に応じ、次長を置く。

3 政策秘書室長は、上司の命を受け、政策秘書室内の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

4 次長は、上司の命を受け、その所掌事務を整理し、政策秘書室長を補佐し、並びに

政策秘書室内の基本的事項についての企画及び調整の事務を整理する。

5 政策秘書室に必要に応じ、次の各号に掲げる職を置き、その職務は、当該各号に定めるとおりとする。

一 政策参事 上司の命を受け、重要事項についての調査、研究及び調整を行い、又は特定事務を整理する。

二 政策主幹 上司の命を受け、担当事務又は特定事務を整理する。

三 政策補佐 上司の命を受け、担当事務又は特定事務を処理し、政策参事及び政策主幹を補佐する。

四 副主幹、主査又は副主査 上司の命を受け、特定事務を処理する。

第十二条の三に見出しとして「(林務長)」を付する。

第十三条の二を削る。

第十三条の三の見出しを「(県民室長等)」に改め、同条を第十三条の二とする。

第十五条の見出しを「(出納局長等)」に改め、同条第一項及び第四項中「局長」を「出納局長」に改める。

第十五条の二第一項中「部の」を「部等の」に改める。

第十六条第一項中「山梨県大阪事務所」「山梨県工業技術センター」を「山梨県富士工業技術センター」「山梨県富士工業技術センター」に改める。

「山梨県大阪事務所」「山梨県工業技術センター」を「山梨県富士工業技術センター」に改める。

「山梨県富士工業技術センター」を「山梨県大阪事務所」に改める。

「山梨県大阪事務所」を「山梨県富士工業技術センター」に改める。

「山梨県富士工業技術センター」を「山梨県大阪事務所」に改める。

「山梨県大阪事務所」を「山梨県富士工業技術センター」に改める。

「山梨県富士工業技術センター」を「山梨県大阪事務所」に改める。

「山梨県大阪事務所」を「山梨県富士工業技術センター」に改める。

「山梨県富士工業技術センター」を「山梨県大阪事務所」に改める。

に、「山梨県桂川流域下水道建設事務所」を「山梨県桂川流域下水道事務所」に改め、同条第三項中「山梨県立女性センター設置及び管理条例」を「山梨県立男女共同参画推進センター設置及び管理条例」に改める。

第十八条第一項中「大阪事務所」を削り、「富士工業技術センター」の下に、「大阪事務所」を加え、「及び深城ダム建設事務所」を「深城ダム建設事務所、釜無川流域下水道事務所及び桂川流域下水道事務所」に改め、同条第二項中「女性センター」を「男女共同参画推進センター」に改める。

別表第一中「第七条 第七条の三関係」を「第七条・第七条の二関係」に改め、同表の一を削る。

別表第一の二中「部の下」を「部等の下」に改め、同表の二の表中

部等に改め、同表企画部の部の前に次のように加える。

政策秘書室	秘書課	一 秘書に関すること。 二 儀典に関すること。 三 知事会に関すること。 四 表彰及び褒章に関すること。
-------	-----	---------------------------------------------------------------

別表第一の二の表企画部の部企画課の項の次に次のように加える。

新行政システム課	一 行財政改革に関すること。 二 政策アセスメントに関すること。 三 公共事業の調整及び評価に関すること。 四 県民の意見提出制度に関すること。 五 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関すること。
----------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

別表第一の二の表企画部の部広聴広報課の項第四号から第六号までを削り、同項第七号中「連絡」を「連絡調整」に改め、同号を同項第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五 県ホームページの企画及び管理運営に関すること。

別表第一の二の表企画部の部広聴広報課の項第八号を同項第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七 庁内の案内及び放送に関すること。
別表第一の二の表企画部の部広聴広報課の項第九号を同項第八号とする。
別表第一の二の表企画部の部リニア推進課の項中「リニア推進課」を「リニア交通課」に改め、同項に次の三号を加える。

八 交通行政の総合企画及び総合調整に関すること。

九 乗合バスの運行確保対策に関すること。

十 鉄道対策に関すること。

別表第一の二の表総務部の部財政課の項第六号中「地方道路譲与税」を「所得譲与税、地方道路譲与税」に改め、同項中第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 地方特例交付金（県分）に関すること。

別表第一の二の表総務部の部市町村課の項中第十七号を第十九号とし、第八号から第十六号までを二号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の二号を加える。

八 所得譲与税、地方道路譲与税及び自動車重量譲与税に関すること。

九 地方特例交付金（市町村分）に関すること。

別表第一の二の表総務部の部消防防災課の項第十四号を次のように改める。

十四 国民保護法制に関すること。

別表第一の二の表総務部の部消防防災課の項中第十六号を第十七号とし、第十五号を第十六号とし、第十四号の次に次の一号を加える。

十五 消防防災航空隊に関すること。

別表第一の二の表森林環境部の部森林環境総務課の項第八号を次のように改める。

八 環境基本計画に関すること。

別表第一の二の表森林環境部の部森林環境総務課の項中第九号及び第十号を削り、第十一号を第九号とし、第十二号を削り、第十三号を第十号とし、第十四号を第十一号とする。

別表第一の二の表森林環境部の部環境活動推進課の項中「環境活動推進課」を「循環型社会推進課」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 循環型社会形成に関する基本的事項に関すること。

別表第一の二の表森林環境部の部環境活動推進課の項第五号を削り、同項第四号を次のように改める。

四 環境教育の推進に関する施策の総合企画及び総合調整に関すること。

別表第一の二の表森林環境部の部環境活動推進課の項第四号を同項第七号とし、同項第三号中「民間団体等」を削り、同号を同項第四号とし、同号の次に次の二号を加える。

五 地球温暖化対策の推進に関する施策の総合企画及び総合調整に関すること。

六 環境管理に関すること。

別表第一の二の表森林環境部の部環境活動推進課の項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 再生資源の利用の促進に関すること。

別表第一の二の表森林環境部の部環境整備課の項に次の一号を加える。

七 使用済自動車の再資源化等に関すること。

別表第一の二の表森林環境部の部みどり自然課の項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を削り、第七号を第五号とし、第八号を第六号とし、第九号を第七号とし、同項第十号中「及び景観審議会」を削り、同号を同項第八号とする。

別表第一の二の表森林環境部の部林業振興課の項第一号中「林業構造改善事業」を「林業・木材産業構造改革事業」に改める。

別表第一の二の表森林環境部の部治山林道課の項第七号中「進行管理」を「施工管理」に改める。

別表第一の二の表商工労働観光部の部中「商工労働観光部」を「商工労働部」に改め、同部商工総務課の項第四号中「産業高度化」を「産業振興」に改め、同項第八号中「大阪事務所及び」を削る。

別表第一の二の表商工労働観光部の部産業交流課の項を削る。

別表第一の二の表商工労働観光部の部商業振興金融課の項第五号から第七号までを次のように改める。

五 商業の流通対策に関すること。

六 貿易の振興に関すること。

七 サービス業の振興に関すること。

別表第一の二の表商工労働観光部の部商業振興金融課の項第八号中「金融対策」を「金融支援」に改め、同項第九号中「商工業振興資金等」を「商工業振興資金及び短期事業資金」に改め、同項第十号中「中小企業」を削り、「及び小規模起業等設備導入資金等」を「並びに小規模起業等設備導入資金及び県単独中小企業設備貸与資金」に改め、同項第十三号を同項第十六号とし、同号の前に次の一号を加える。

十五 産業展示交流館に関すること。

別表第一の二の表商工労働観光部の部商業振興金融課の項中第十二号を第十四号とし、第十一号を第十三号とし、第十号の次に次の二号を加える。

十一 中小企業の経営に係る診断、指導及び相談に関すること。

十二 中小企業の経営研修及び実態調査に関すること。

別表第一の二の表商工労働観光部の部工業振興課の項第十二号を同項第十四号とし、同項第十一号中「工業技術センター及び地域産業振興センター」を「及び工業技術セ

ンター」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第十号の次に次の二号を加える。

十一 企業の立地に関すること。

十二 低開発地域工業開発の促進に関すること。

別表第一の二の表商工労働観光部の部観光課の項を削る。

別表第一の二の表商工労働観光部の部労働観光部の部労働課の項第十三号を削り、同部の次に次のように加える。

観光部	観光企画課	観光振興課	観光資源課
	一 観光に関する調査、企画及び調整に関すること。 二 観光統計に関すること。 三 旅行業及び通訳案内業の登録に関すること。 四 大阪事務所に関すること。	一 観光宣伝に関すること。 二 県産品の販路の開拓に関すること。 三 集客・交流の推進に関すること。 四 観光事業団体にに関すること。 五 富士ビジターセンター及び地域産業振興センターに関すること。 六 東京観光物産センターに関すること。	一 観光基盤の整備の総合調整に関すること。 二 観光施設の整備に関すること。 三 富士山の環境保全対策に関すること。 四 観光地の美化に関すること。 五 歴史文化公園に関すること。 六 景観対策に関すること（建築指導課の所掌に関するものを除く。） 七 景観審議会に関すること。

別表第一の二の表農政部の部果樹食品流通課の項中第八号を削り、第九号を第八号とする。

別表第一の二の表土木部の部道路建設課の項中「道路建設課」を「道路整備課」に改め、同項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、同号の次に次の一号を加える。

三 市町村道路行政の指導及び助成に関すること。

別表第一の二の表土木部の部道路建設課の項第四号及び第五号を次のように改める。

四 高速自動車道の建設促進に関すること。

五 高速自動車道の建設用地取得に関すること。

別表第一の二の表土木部の部道路建設課の項に次の一号を加える。

六 高速自動車道の建設に係る関連公共事業の調査に関すること。

別表第一の二の表土木部の部高速道路推進課の項を削る。

別表第一の二の表土木部の部道路維持課の項中「道路維持課」を「道路管理課」に改め、同項第七号を削り、同項第八号中「索道」の下に「との交差」を加え、同号を同項第七号とし、同項第九号を同項第八号とする。

別表第一の二を同表の一とし、同表の三を削る。

別表第一の四の表県民生活課の項第三号中「ボランティア活動」を「ボランティア・NPO活動」に改め、同項中第三十一号を第三十三号とし、第三十号を第三十二号とし、第二十九号を第三十一号とし、第二十八号の次に次の二号を加える。

二十九 安全で安心なまちづくりの推進に関すること。

三十 交通安全対策の総合企画及び総合調整に関すること。

別表第一の四の表県民生活課の項に次の二号を加える。

三十四 交通安全対策会議に関すること。

三十五 交通安全対策本部に関すること。

別表第一の四の表男女共同参画課の項第七号中「女性センター」を「男女共同参画推進センター」に改める。

別表第一の四の表国際課の項第三号を次のように改める。

三 国際協力の企画調整に関すること。

別表第一の四の表国際課の項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、第七号を第六号とする。

別表第一の四の表交通政策課の項を削る。

別表第一の四を同表の一とする。

別表第一の五の表食品安全推進室の項を次のように改める。

別表第一の五の表食品安全推進室の項を次のように改める。

別表第一の四を同表の一とする。

別表第一の四の表交通政策課の項を削る。

別表第一の四を同表の一とする。

別表第一の五の表食品安全推進室の項を次のように改める。

別表第一の四の表交通政策課の項を削る。

別表第一の四を同表の一とする。

別表第一の五の表食品安全推進室の項を次のように改める。

別表第一の五の表食品安全推進室の項を次のように改める。

別表第一の五の表再資源化システム推進室の項を次のように改める。

食品安全推進室	一 食品安全行政の推進に関すること。
進室	二 農林物資規格に関すること。
	三 食品安全対策本部に関すること。

廃棄物不法
投棄対策室

- 一 廃棄物の不適正処理対策に関すること。
- 二 廃棄物対策連絡協議会に関すること。

別表第一の五の表に次のように加える。

道路企画室	一 道路に関する企画、調査、計画及び事業調整に関すること。
	二 有料道路に関すること。
	三 道路公社に関すること。

別表第一の五を同表の三とする。

別表第三の一の表課の欄中 「障害福祉課」を「障害・家庭福祉課」に改める。
「家庭福祉課」

別表第四林務環境部 大月林務環境部 吉田林務環境部の項第一号を次のように改める。

二 環境の保全及び創造のための活動の推進に関すること。

別表第四林務環境部 大月林務環境部 吉田林務環境部の項中第四十八号を第四十九号とし、第四号から第四十七号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 使用済自動車の再資源化等に関すること。

別表第四農務部の項中第十三号及び第十四号を削り、第十五号を第十三号とし、第十六号から第三十号までを二号ずつ繰り上げる。

別表第五総合女性センターの項中「総合女性センター」を「男女共同参画推進センター」に改め、同表峡南女性センター及び富士女性センターの項を削る。

別表第五衛生監視指導センターの項中「検査課」を「広域食品監視課」に改める。

別表第五環境科学研究所の項中「自然環境研究部」を「自然環境・富士山火山研究部」に改める。

別表第五大阪事務所の項を削り、同表山梨県工業技術センターの項中「山梨県工業技術センター」を「工業技術センター」に、「技術第一部」を「生活技術部」に、「技術第二部」を「資源利用技術部」に、「技術第三部」を「電子技術部」に、「デザイン開発部」を「デザイン技術部」に改める。

別表第五就業支援センターの項の次に次のように加える。

別表第五就業支援センターの項の次に次のように加える。

別表第五就業支援センターの項の次に次のように加える。

別表第五就業支援センターの項の次に次のように加える。

別表第五就業支援センターの項の次に次のように加える。

別表第五就業支援センターの項の次に次のように加える。

別表第五就業支援センターの項の次に次のように加える。

別表第五就業支援センターの項の次に次のように加える。

別表第五就業支援センターの項の次に次のように加える。

別表第五就業支援センターの項の次に次のように加える。

大阪事務所

大阪府

別表第五新環状・西関東道路建設事務所の項中「総務用地課」を「用地課」に改める。
別表第五桂川流域下水道建設事務所の項中「桂川流域下水道建設事務所」を「桂川流域下水道事務所」に改める。

別表第八女性センターの項中「女性センター」を「男女共同参画推進センター」に改める。

別表第八大阪事務所の項を削り、同表就業支援センターの項の次に次のように加える。

大阪事務所

- 一 観光地の宣伝及び観光の紹介あつせんに関すること。
- 二 物産の販売及び輸出のあつせんに関すること。
- 三 物産の見本及び参考品の展示に関すること。
- 四 物資等の購買及び輸入のあつせんに関すること。
- 五 産業事情の紹介及び宣伝に関すること。
- 六 観光及び産業に関する調査及び情報の収集に関すること。
- 七 企業誘致に関する調査及び情報の収集に関すること。
- 八 その他県内の観光事業及び産業に必要な事項に関すること。
- 九 関西方面における県行政に関する連絡、調査その他必要な事務に関すること。

別表第八桂川流域下水道建設事務所の項中「桂川流域下水道建設事務所」を「桂川流域下水道事務所」に改め、「建設」の下に「及び管理」を加える。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際この規則による改正前の山梨県行政組織規則の規定による機関によつてなされた処分その他の行為又はその機関に対してなされた申請その他の行為は、この規則による改正後の山梨県行政組織規則の規定による相当の機関によつてな

された処分その他の行為又はその機関に対してなされた申請その他の行為とみなす。
3 この規則の施行の際現に次の表の上欄に掲げる機関に勤務する者のうち、別に発令されない者は、それぞれ同表の下欄に定める機関に勤務を命ぜられたものとする。

秘書課	政策秘書室秘書課
リニア推進課	リニア交通課
環境活動推進課	循環型社会推進課
商工労働観光部	商工労働部
道路建設課	道路整備課
高速道路推進課	道路管理課
道路維持課	
峡中地域振興局健康福祉部障害福祉課	峡中地域振興局健康福祉部障害・家庭福祉課
峡中地域振興局健康福祉部障害福祉課	
峡東地域振興局健康福祉部家庭福祉課	峡東地域振興局健康福祉部障害・家庭福祉課
峡東地域振興局健康福祉部家庭福祉課	
峡南地域振興局健康福祉部障害福祉課	峡南地域振興局健康福祉部障害・家庭福祉課
峡南地域振興局健康福祉部家庭福祉課	

社課	新環境・西関東道路建設事務所総務用地課	桂川流域下水道建設事務所
新環境・西関東道路建設事務所総務用地課	新環境・西関東道路建設事務所用地課	桂川流域下水道事務所
工業技術センターデザイン開発部	工業技術センターデザイン技術部	
工業技術センター技術第三部	工業技術センター電子技術部	
工業技術センター技術第二部	工業技術センター資源利用技術部	
工業技術センター技術第一部	工業技術センター生活技術部	
環境科学研究所自然環境部	環境科学研究所自然環境・富士山火山研究部	
富士女性センター	男女共同参画推進センター	
総合女性センター		
富士北麓・東部地域振興局健康福祉部障害福祉課	富士北麓・東部地域振興局健康福祉部障害・家庭福祉課	
富士北麓・東部地域振興局健康福祉部障害福祉課		
社課	山梨県事務決裁規則の一部を改正する規則	
社課	山梨県事務決裁規則(昭和四十三年山梨県規則第十三号)の一部を次のように改正する。	
社課	山梨県知事 山本 栄 彦	
社課	山梨県規則第三十号	

山梨県事務決裁規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十六年三月三十一日

山梨県知事 山本 栄 彦

山梨県規則第三十号

山梨県事務決裁規則(昭和四十三年山梨県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「規定する部長」の下に、「組織規則第十二条の二第一項に規定する政策秘書室長(以下「政策秘書室長」という。))を加え、「規定する局長」を「規定する出納局長」に改め、同条第二号中「第十二条第二項に規定する次長」の下に、「組織規則第十二条の二第二項に規定する次長」を加え、同条第四号中「同条第七項」を「(次号に規定する担当課長補佐を除く。以下この号において同じ。)、同条第七項」に改め、同条第十号を同条第十一号とし、同条第九号中「組織規則第十三条の二第一項に規定する総合政策室長(以下「総合政策室長」という。))を削り、「第十三条の三第一項」を「第十三条の二第一項」に、「第十三条の二第三項」を「第十二条の二第五項第一号」に、「総合政策室長が」を「政策秘書室長が」に、「同項」を「同項第二号」に改め、「課長補佐」の下に「担当課長補佐」を加え、「局長、課長及び課長補佐」を「出納局長、課長、課長補佐及び担当課長補佐」に改め、同号を同条第十号とし、同条第八号中「(総合県事務所及び山梨県工業技術センターの次長を除く。)、同条第三項に規定する副所長」を「同条第十二項に規定する副所長」及び「同条第十五項に規定する副校長」を削り、同号を同条第九号とし、同条第七号中「女性センター」を「男女共同参画推進センター」に改め、同号を同条第八号とし、同条第六号を同条第七号とし、同条第五号を同条第六号とし、同条第四号の次に次の一号を加える。

五 担当課長補佐 組織規則第十四条第一項に規定する課長補佐及び組織規則第十五条第五項に規定する課長補佐のうち、特定のグループ(組織規則第十条第一項に規定するグループをいう。))の処理する分掌事項について課長を補佐する課長補佐をいう。

第三条第二項中「次長が置かれていない部」を「部等(組織規則第三条に規定する部等をいう。以下同じ。))のうち次長が置かれていない部等」に改め、「課長が」の下に「担当課長補佐が置かれていない課にあつては担当課長補佐の専決は課長補佐が」を加え、同条第三項中「課長補佐」の下に「担当課長補佐」を加え、「当該各号」を「当該各号」に改め、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 担当課長補佐専決 あらかじめ課長の指定する担当課長補佐
 第四条中「、総合政策室長」を削る。

第五条第一項中「課長補佐」の下に「、担当課長補佐」を加え、同条第二項を次のように改める。

2 政策秘書室の分掌に係る事項（秘書課の分掌に係る事項を除く。以下「政策事務」という。）に係る課長の共通専決事項については政策参事のうち政策秘書室長があらかじめ指定する職員が、政策事務に係る課長補佐の共通専決事項については政策参事のうち政策秘書室長があらかじめ指定する職員が、政策事務に係る担当課長補佐の共通専決事項については政策秘書室長があらかじめ指定する職員が、その事務を専決する。

第五条第三項中「県民室の次長が」を「県民室次長が、」に改め、同条第四項を削り、同条第五項中「、総合政策室長」を削り、同項を同条第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5 前項の規定にかかわらず、特に必要がある場合には、同項に規定する固有専決事項のうち、あらかじめ部長が指定する部長専決事項についてはあらかじめ部長の指定する次長が、あらかじめ課長が指定する課長専決事項についてはあらかじめ課長の指定する課長補佐が、その事務を専決することができる。

第六条第三項を削り、同条第四項中「規定する林務長」の下に「（以下「林務長」という。）」を加え、同項を同条第三項とし、同条第五項を削り、同条第六項を同条第四項とする。

第七条第一項中「第十二条第二項」を「第十五条第二項」に、「に限る」を「を除く」に、「この条」を「この条及び次条」に改め、同条第三項中「部で」を「部等で」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、その代決する事務が政策事務であるときは、政策参事のうち政策秘書室長があらかじめ指定する職員がその事務を代決する。

第七条第五項を削り、同条第六項中「組織規則第十二条の三第二項に規定する」を削り、同項を同条第五項とし、同条第七項を削り、同条第八項中「県民室の次長」を「県民室次長」に改め、同項を同条第六項とし、同条第九項中「県民室の次長」を「県民室次長」に改め、同項を同条第七項とする。

第七条の次に次の一条を加える。
 （次長等の代決）

第七条の二 次長が不在で急施を要するときは、主務課長がその事務を代決する。ただし、その代決する事務が政策事務であるときは、政策参事のうち政策秘書室長があらかじめ指定する職員がその事務を代決する。

2 県民室の分掌に係る事項については、県民室次長が不在で急施を要するときは、県民室の主務課長がその事務を代決する。

第十二条第一項中「第十八条第十一項に規定する副所長及び」を「第十八条第三項に規定する副所長、同条第九項に規定する副所長、同条第十一項に規定する副所長、同条第十二項に規定する副所長、」に改め、「副場長」の下に「及び同条第十五項に規定する副校長」を加える。

別表第一を次のように改める。

別表第一（第五条関係）

共通専決事項

事務の種類	事項	専決区分	
		本庁	出先機関
一 所属職員の事務分掌に関すること。	1 本庁に係るもの	部長	出先
	2 地域振興局に係るもの	次長	長
二 旅行の命令及びその復命の受理に関すること。	3 地域振興局以外の出先機関に係るもの	課長	所長
	1 林務長、組織規則第十三条第一項に規定する理事（以下「理事」という。）、県民室長、次長及び県民室次長に係るもの	課長補佐	局長
2 組織規則第十二条第五項に規定する技監、参事、企画調整		担当	出先

<p>4 課に所属する職員に係るもの(2及び3に掲げるものを除く。)</p>	<p>3 課(組織規則第七條第一項の課、同條第三項の室、組織規則第七條の二第一項の課及び組織規則第八條第一項の課をいう。以下この項、四の項、五の項、六の項及び九の項において同じ。)に所属する職員で課長に相当する職のもの及び課長補佐並びに組織規則第十二條の二第五項に規定する政策主幹、政策補佐、副主幹、主査及び副主査(以下「政策主幹等」という。)に係るもの</p>	<p>主幹、主幹、副主幹、主査及び副主査(以下「技監等」という。)、政策参事、組織規則第十三條の二第三項に規定する主幹(以下「県民室主幹」という。)、課長並びに組織規則第十五條第八項に規定する出納局に置かれる主幹、副主幹、主査及び副主査(以下「出納局主幹等」という。)に係るもの</p>

<p>9 局長(局長と勤務地が異なる者に限る。)(の旅行に係る届出に関する事。</p>	<p>8 地域振興局に置かれる部及び地域振興局以外の出先機関に所属する職員(四の項、五の項、六の項及び九の項において「出先機関職員」という。)に係るもの(5、6及び7に掲げるものを除く。)</p>	<p>7 所長及び地域振興局以外の出先機関の出先次長に係るもの</p>	<p>6 局長(局長と勤務地が異なる者に限る。)、局副部長及び地域振興局の出先次長(局部長及び局副部長と勤務地が異なる者を除く。)に係るもの</p>	<p>5 局長、副局長、組織規則第十五條の第六第五項に規定する地域振興局に置かれる技監、参事、主幹、副主幹、主査及び副主査(以下「振興局技監等」という。))並びに局長(局長と勤務地が異なる者を除く。)に係るもの</p>

				<p>三 外国旅行の決定に関すること。</p>		<p>四 年次有給休暇の付与、有給休暇（年次有給休暇を除く。）の介護休暇、職務に専念する義務の免除の承認及び週休日の振替（半日勤務時間の割振り変更を含む。）に関すること。</p>	
5	4	3	2	1	11	10	
局長に係るもの（年次有給休暇の付与等に限る。）並びに	課に所属する職員に係るもの（2及び3に掲げるものを除く。）	課に所属する職員で課長に相当する職員の及び課長補佐並びに政策主幹等に係るもの	技監等、政策参事、県民室主幹、課長及び出納局主幹等に係るもの	林務長、理事、県民室長、次長及び県民室次長に係るもの	所長の県外旅行に係る届出に関すること。	局副部長（局部長と勤務地が異なる者に限る。）及び地域振興局の出先次長（局部長及び局副部長と勤務地が異なる者に限る。）の旅行に係る届出に関すること。	

10	9	8	7	6	
局副部長（局部長と勤務地が異なる者に限る。）及び地域振興局の出先次長（	局部長（局長と勤務地が異なる者に限る。）の年次有給休暇の付与等に係る届出に関すること。	出先機関職員に係るもの（5、6及び7に掲げるものを除く。）	所長に係るもの（年次有給休暇の付与等に限る。）及び地域振興局以外の出先機関で出先次長に係るもの	局部長（局長と勤務地が異なる者に限る。）に係るもの（年次有給休暇の付与等に限る。）並びに局副部長及び地域振興局の出先次長（年次有給休暇の付与等にあつては、局部長及び局副部長と勤務地が異なる者を除く。）に係るもの	副局長、振興局技監等及び局部長（年次有給休暇の付与等にあつては、局長と勤務地が異なる者を除く。）に係るもの

六 時間外勤務	五 地方公務員 の育児休業等 に関する法律 (平成三年法 律第百十号) の規定による 部分休業の承 認に関するこ と。					11 所長の年次有給休 暇の付与等に係る届 出、介護休暇の承認 及び週休日の振替に 係るもの	
	1 組織規則第十二条	5 地域振興局以外の 出先機関に所属する 職員に係るもの(1 に掲げるものを除く 。)	4 地域振興局に置か れる部に所属する職 員に係るもの(3に 掲げるものを除く。)	3 副局長、振興局技 監等及び局部長に係 るもの	2 課に所属する職員 及び政策主幹等に係 るもの(1に掲げる ものを除く。)	1 林務長、理事、県 民室長、次長、県民 室次長、技監等、政 策参事、県民室主幹 、課長、出納局主幹 等及び所長に係るも の	

						、休日勤務(休日 の代休日を含む。) 及び直勤務の命令並 びに休日の代休日の 指定に関する こと。	
6 地域振興局以外 の出先機関に所属 する	5 地域振興局に置か れる部に所属する職 員(局部長及び局副 部長と勤務地を異に し、かつ、地域振興 局の出先次長と勤務 地を同じくする者に 限る。)に係るもの (時間外勤務の命令 に限る。)	4 地域振興局に置か れる部に所属する職 員に係るもの(5に 掲げるものを除く。)	3 組織規則第十五条 の六第五項に規定す る地域振興局に置か れる副主幹、主査及 び副主査に係るもの	2 課に所属する職員 に係るもの	1 第五項に規定する副 主幹、主査及び副主 査、組織規則第十二 条の二第五項に規定 する政策補佐、副主 幹、主査及び副主査 並びに組織規則第十 五条第八項に規定す る出納局に置かれる 副主幹、主査及び副 主査に係るもの(当 直勤務命令を除く。)		

七 臨時的任用
に関すること。

職員に係るもの

1 二月を超える期間
のもの（地域振興局
に係るものを除く。）

2 本庁に係るもの
のうち、二月以内の期
間のもの

3 地域振興局に係る
ものうち、二月を
超える期間のもの

4 地域振興局に係る
ものうち、二月以
内の期間のもの

5 地域振興局以外の
出先機関に係るもの
のうち、二月以内の
期間のもの

八 規則又は規
程により設け
られた委員及
び委員会の構
成員（特に重
要なものを除
く。）の任命
及び委嘱に関
すること。

九 身分証明書
の書換えの検
認に関するこ
と。

1 林務長、理事、県
民室長、次長、県民
室次長、技監等、政
策参事、県民室主幹
、課長、出納局主幹
等及び所長に係るもの

十三 告示、公
告及び広報に
関すること。

十二 定例的な
表彰の計画及
び執行に関す
ること。

十一 児童手当
の認定に関す
ること。

十 扶養親族の
認定並びに通
勤手当、住居
手当及び単身
赴任手当に係
る確認及び決
定に関するこ
と。

2 課に所属する職員
及び政策主幹等に係
るもの（1に掲げる
ものを除く。）

3 副局長、振興局技
監等及び局部長に係
るもの

4 地域振興局に置か
れる部に所属する職
員に係るもの（3に
掲げるものを除く。）

5 地域振興局以外の
出先機関に所属する
職員に係るもの

1 本庁に係るもの

2 出先機関に係るもの

1 本庁に係るもの

2 出先機関に係るもの

十四 通知、申請、照会、回答、報告、届出及び進達並びに督促に関すること。			十五 謄本、証明書その他の証明事務に関すること。				
1 本庁に係るもので重要なもの	2 本庁に係るもの(1、3及び4に掲げるものを除く。)	3 本庁に係るもので軽易なもの(4に掲げるものを除く。)	4 本庁に係るもので軽易かつ定例的なもの	5 地域振興局に係るもので重要なもの	6 地域振興局に係るもの(5及び8に掲げるものを除く。)	7 地域振興局以外の出先機関に係るもの(8に掲げるものを除く。)	8 出先機関に係るもので軽易なもの

十六 定例的な各種の資料、統計及び印刷物の作成、収集及び交換に関すること。		十七 行政文書の開示の決定に関すること。			十八 個人情報の開示及び訂正の決定に関すること。			十九 登記嘱託に関すること。			二十 行政財産の使用許可に関すること。	
4 地域振興局を除く出先機関に係るもの(5に掲げるものを除く。)	5 出先機関に係るもので軽易なもの	1 本庁に係るもの	2 地域振興局に係るもの	3 地域振興局以外の出先機関に係るもの	1 本庁に係るもの	2 地域振興局に係るもの	3 地域振興局以外の出先機関に係るもの	1 本庁に係るもの	2 地域振興局に係るもの	3 地域振興局以外の出先機関に係るもの	1 本庁に係るもの(2に掲げるものを除く。)	

二十三 収入の決定に関する こと。			二十二 目節の 流用に関する こと。	二十一 予算の 令達に関する こと。		3 出先機関に係るもの (4及び5に掲げるものを除く。)	4 地域振興局に係るもの (電柱、ガス管、水道管その他これらに類する物の設置及び継続使用に係るものに限る。)	5 地域振興局以外の出先機関に係るもの (電柱、ガス管、水道管その他これらに類する物の設置及び継続使用に係るものに限る。)	2 本庁に係るもの (電柱、ガス管、水道管その他これらに類する物の設置及び継続使用に係るものに限る。)
3 金額が百万円未満	2 金額が百万円以上 千万円未満のもの	1 金額が千万円以上のもの							

二十六 収入の通知、支出の命令並びに物品、有価証券及び雑部金の			二十五 支出負担行為の決定に関すること	二十四 金額が百万円未満の寄附金の受入れに関すること (予算で定められているものに限る。)	もの
2 金額が百万円未満のもの (収入の通知	1 2に掲げるもの以外のもの	3 本庁に係るもののうち、金額が百万円未満のもの	1 本庁に係るものうち、金額が千万円以上二千万円未満(工事にあつては一億円以上三億円未満、工事に係る測量、試験及び設計の委託にあつては四千万円以上六千万円未満)のもの		

12	第二十一条第二項の規定による申出に対する調査（二以上の地域振興局にわたる場合に限る。）							農務部長
11	第二十一条第一項の規定による申出の受理（10に掲げるものを除く。）							農務部長
10	第二十一条第一項の規定による申出の受理（二以上の地域振興局にわたる場合に限る。）							農務部長
9	第二十条第一項及び第二項の規定による報告の徴収及び立入検査（8に掲げるものを除く。）							農務部長
8	第二十条第一項及び第二項の規定による報告の徴収及び立入検査（二以上の地域振興局にわたる場合に限る。）							農務部長
7	第十九条の九第一項及び第二項の規定による製造業者及び販売業者に対する指示（6に掲げるものを除く。）							農務部長
6	第十九条の九第一項及び第二項の規定による製造業者及び販売業者に対する指示（二以上の地域振興局にわたる場合に限る。）							県民室長
5	第十七条の四第三項の規定による登録格付機関の登録の取消し							県民室長
								県民室長

<p>別表第二の二の表市町村課の項第二号1中</p> <p>を</p>	<p>別表第二の二の表市町村課の項第二号1中</p> <p>を</p>	<p>別表第二の二の表市町村課の項第二号1中</p> <p>を</p>	<p>別表第二の二の表市町村課の項第二号1中</p> <p>を</p>	<p>別表第二の二の表市町村課の項第二号1中</p> <p>を</p>	<p>別表第二の二の表市町村課の項第二号1中</p> <p>を</p>	<p>別表第二の二の表市町村課の項第二号1中</p> <p>を</p>	<p>別表第二の二の表市町村課の項第二号1中</p> <p>を</p>	<p>別表第二の二の表市町村課の項第二号1中</p> <p>を</p>	<p>別表第二の二の表市町村課の項第二号1中</p> <p>を</p>
<p>別表第二の二の表市町村課の項に次の一号を加える。</p>	<p>別表第二の二の表市町村課の項に次の一号を加える。</p>	<p>別表第二の二の表市町村課の項に次の一号を加える。</p>	<p>別表第二の二の表市町村課の項に次の一号を加える。</p>	<p>別表第二の二の表市町村課の項に次の一号を加える。</p>	<p>別表第二の二の表市町村課の項に次の一号を加える。</p>	<p>別表第二の二の表市町村課の項に次の一号を加える。</p>	<p>別表第二の二の表市町村課の項に次の一号を加える。</p>	<p>別表第二の二の表市町村課の項に次の一号を加える。</p>	<p>別表第二の二の表市町村課の項に次の一号を加える。</p>
<p>20 地方独立行政法人法（平成</p>	<p>1 第七十条の規定による地方独立行政法人の設立の認可（公</p>								
<p>15 第九条の二第一項の規定による一部事務組合等に係る許可（二以上の都県にわたるものに限る。）</p>									
<p>16 第九条の二第一項の規定による一部事務組合等に係る許可（15に掲げるものを除く。）</p>									
<p>13 第二十一条第二項の規定による申出に対する調査（12に掲げるものを除く。）</p>									農務部長
<p>2 第二百五十八条第三項の規定による条例の要旨等の届出の受理</p>									企画振興部長
<p>企画振興部長</p>									

十五年法律第百十八号)の施行に関する事務

立大学法人(第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。以下同じ。)に係るものに限る。)	2 第七条の規定による地方独立行政法人の設立の認可(1に掲げるものを除く。)	3 第八条第二項の規定による地方独立行政法人の定款の変更の認可(公立大学法人に係るものに限る。)	4 第八条第二項の規定による地方独立行政法人の定款の変更の認可(3に掲げるものを除く。)	5 第八十八条第一項の規定による地方独立行政法人の業務等に関する報告の徴収及び立入検査(公立大学法人に係るものに限る。)	6 第八十八条第一項の規定による地方独立行政法人の業務等に関する報告の徴収及び立入検査(5に掲げるものを除く。)	7 第八十九条第三項の規定による地方独立行政法人等の行為の是正のための措置の要求(公立大学法人に係るものに限る。)	8 第八十九条第三項の規定による地方独立行政法人等の行為の是正のための措置の要求(7に掲げるものを除く。)

別表第二の三の表児童家庭課の項第一号中10を11とし、1から9までを2から10までとし、同号に1として次のように加える。

1 第十八条の八第二項の規定による保育士試験の施行	9 第八十九条第四項の規定による地方独立行政法人等の行為の是正のための措置の命令(公立大学法人に係るものに限る。)	10 第八十九条第四項の規定による地方独立行政法人等の行為の是正のための措置の命令(9に掲げるものを除く。)	11 第八十九条第五項において準用する同条第二項の規定による措置の命令に係る報告の受理(公立大学法人に係るものに限る。)	12 第八十九条第五項において準用する同条第二項の規定による措置の命令に係る報告の受理(11に掲げるものを除く。)	13 第九十二条第一項の規定による地方独立行政法人の解散の認可(公立大学法人に係るものに限る。)	14 第九十二条第一項の規定による地方独立行政法人の解散の認可(13に掲げるものを除く。)

別表第二の三の表児童家庭課の項第二号を次のように改める。

二 児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）の施行に関する事務	第四十三条の規定による負担金（障害児福祉に係るものを除く。）の返還命令					
------------------------------------	-------------------------------------	--	--	--	--	--

別表第二の三の表児童家庭課の項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、同項第七号1中「第十四条の二」を「第十八条」に改め、同号4中「第十九条の三第四項」を「第三十三条第四項において読み替えて準用する第二十三条」に、「寡婦居宅介護等事業者」を「寡婦日常生活支援事業を行う者」に改め、同号4を同号6とし、同号3中「第十九条の三第二項」を「第三十三条第二項において準用する第十八条」に改め、同号3を同号4とし、同号4の次に次のように加える。

5 第三十三条第四項において読み替えて準用する第二十一条第一項の規定による寡婦日常生活支援事業を行う者に対する報告の徴収及び立入検査						
--------------------------------------------------------------------	--	--	--	--	--	--

別表第二の三の表児童家庭課の項第七号2中「第十五条の四」を「第二十三条」に、「母子居宅介護等事業者」を「母子日常生活支援事業を行う者」に改め、同号2を同号3とし、同号1の次に次のように加える。

2 第二十一条第一項の規定による母子家庭等日常生活支援事業を行う者に対する報告の徴収及び立入検査						
--------------------------------------------------	--	--	--	--	--	--

別表第二の三の表児童家庭課の項第七号を同項第六号とする。
別表第二の三の表医師課の項第五号中「第二十一条第一項」を「第十七条第一項」に改める。

別表第二の三の表衛生薬務課の項第一号20中「第二十九条の二」を「第六十三条」に改め、同号20を同号24とし、同号19中「第二十八条の二第二項」を「第六十一条第二項」に改め、同号19を同号23とし、同号18中「第二十八条第一項又は第二項（第二十九条第一項）」を「第五十九条第一項及び第二項（第六十二条第一項）」に改め、同号18を同号21とし、同号21の次に次のように加える。

22 第六十条の規定による調査の結果の厚生労働大臣への報告						
-------------------------------	--	--	--	--	--	--

別表第二の三の表衛生薬務課の項第一号17中「第二十七条第三項（第二十九条第一項）」を「第五十八条（第六十二条第一項）」に改め、「中毒患者等の」を削り、「厚生大臣」を「厚生労働大臣」に改め、同号17を同号20とし、同号16中「第二十四条（第二十九条第一項及び第三項）」を「第五十六条（第六十二条第一項及び第三項）」に改め、同号16を同号19とし、同号15中「第二十三条（第二十九条第一項及び第三項）」を「第五十五条第一項（第六十二条第一項及び第三項）」に改め、同号15を同号18とし、同号14中「第二十一条（第二十九条第一項及び第三項）」を「第五十四条（第六十二条第一項及び第三項）」に改め、同号14を同号17とし、同号13中「第二十一条（第二十九条第一項及び第三項）」を「第五十四条（第六十二条第一項及び第三項）」に改め、同号13を同号16とし、同号12中「第二十二条（第二十九条第一項及び第三項）」を「第五十四条（第六十二条第一項及び第三項）」に改め、同号12を同号15とし、同号11中「第二十一条の二（第二十九条第一項）」を「第五十三条（第六十一条第一項）」に改め、同号11を同号14とし、同号10中「第二十一条第一項（第二十九条第一項）」を「第五十二条第一項（第六十二条第一項）」に改め、同号10を同号13とし、同号9中「第十九条の十七第六項（第二十九条第一項）」を「第四十八条第八項（第六十二条第一項）」に改め、同号9を同号12とし、同号8中「第十九条第二項（第二十九条第一項及び第三項）」を「第三十条第二項（第六十二条第一項及び第三項）」に改め、同号8を同号11とし、同号7中「第十九条第二項（第六十二条第一項及び第三項）」を「第三十条第二項（第六十二条第一項及び第三項）」に改め、同号7を同号10とし、同号6中「第十九条第二項（第六十二条第一項及び第三項）」を「第三十条第二項（第六十二条第一項及び第三項）」に改め、同号6を同号9とし、同号5中「第十七条第一項（第二十九条第一項及び第三項）」を「第二十八条第一項（第六十二条第一項及び第三項）」に改め、同号5を同号8とし、同号4中「第十七条第一項（第二十九条第一項及び第三項）」を「第二十八条第一項（第六十二条第一項及び第三項）」に改め、同号4を同号7とし、同号3中「第十七条第一項（第二十九条第一項及び第三項）」を「第二十八条第一項（第六十二条第一項及び第三項）」に改め、同号3を同号6とし、同号2中「第十五条第一項（第二十九条第一項）」を「第二十六条第一項（第六十二条第一項）」に改め、同号2を同号5とし、同号1中「第十四条第一項（第二十九条第一項及び第三項）」を「第二十五条第一項（第六十二条第一項及び第三項）」に改め、同号1を同号4とし、同号1から3までとして次のように加える。

1 第十四条第一項の規定による都道						
-------------------	--	--	--	--	--	--

府県等食品衛生監視指導計画（以下この号において「食品衛生監視指導計画」という。）の策定

2 第二十四条第四項の規定による策定及び変更に係る食品衛生監視指導計画の公表及び厚生労働大臣への報告

3 第二十四条第五項の規定による食品衛生監視指導計画の実施状況の公表

別表第二の三の表衛生業務課の項第一号に次のように加える。

25 第六十四条第二項の規定による策定し、及び変更しようとする食品衛生監視指導計画の趣旨等に係る公表及び住民の意見の聴取

26 第六十五条の規定による実施状況の公表及び住民の意見の聴取

別表第二の三の表衛生業務課の項第九号1中「第十条」を「第二十四条」に改め、「検査申請書」の下に「の受理」を加え、同号2及び3の規定中「第十二条」を「第二十六条」に改め、同号4中「第二十一条」を「第七十一条」に改め、同項第十九号1中「第三条第一項」を「第四条第一項」に改め、同号2中「第三条第三項」を「第四条第三項」に改め、同号3中「第四条第二項」を「第五条第二項」に改め、同号14中「第十四条第二項」を「第十八条第二項」に、「とさつ」を「とさつ及び停止」に改め、同号14中「第十四条第一項」を「第十八条第一項」に改め、同号13を同号20とし、同号13中「第十四条第一項」を「第十七条第一項」に、「立入検査及び報告の徴収等」を「報告の徴収及び立入検査」に改め、同号12を同号18とし、同号11中「第十二条」を「第十六条」に改め、同号11を同号17とし、同号10中「第十条第四項」を「第十四条第四項」に、「とさつ及び」とさつし、及び」に改め、同号10を同号15とし、同号15の次に次のように加える。

16 第十四条第五項の規定による疾病の検査

食肉 衛生 検査 所長

別表第二の三の表衛生業務課の項第十九号9中「第十条第三項」を「第十四条第三項本文」に改め、同号9を同号13とし、同号13の次に次のように加える。

14 第十四条第三項第二号の規定による獣畜の皮等の持出しの許可

食肉 衛生 検査 所長

別表第二の三の表衛生業務課の項第十九号8中「第十条第二項」を「第十四条第二項」に改め、同号8を同号12とし、同号7中「第十条第一項」を「第十四条第一項」に改め、同号7を同号11とし、同号6中「第九条第三項」を「第十三条第三項」に改め、同号6を同号10とし、同号5中「第九条第一項第一号」を「第十三条第一項第一号」に改め、同号5を同号9とし、同号4中「第八条第一項」を「第十二条第一項」に改め、同号4を同号8とし、同号3の次に次のように加える。

4 第七条第六項の規定による衛生管理責任者の設置及び変更の届出

5 第八条の規定による衛生管理責任者の解任命令

6 第十条第一項において準用する第七条第六項の規定による作業衛生責任者の設置及び変更の届出

7 第十条第二項において準用する第八条の規定による作業衛生責任者の解任命令

別表第二の三の表衛生業務課の項第十九号に次のように加える。

21 第十九条第二項の規定によると畜場の施設等の監視及び指導

食肉 衛生 検査 所長

22 第二十条の規定による調査の結果の厚生労働大臣への報告

別表第二の三の表衛生業務課の項第二十号中「第三条第二号」を「第四条第二号」に

改め、同項第二十六号中「採血及び供血あつせん業取締法」を「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律」に、「第十二条第一項」を「第二十三条第一項」に、「採血業者」を「採血事業者」に、「報告徴取」を「報告の徴収」に改め、同項第四十五号中「第二十条第四号」を「第二十三条第五号」に改め、同項第五十一号14及び17中

「」を「」に改め、同項第五十二号1及び2中「第二十八条」を「第

四十六条」に改め、同項第六十二号2中「及び第三十二条第三項」を「第三十二条第三項及び第三十二条の第三項」に改め、「特別用途食品に係る」を削る。

別表第二の四の表環境活動推進課の項中「環境活動推進課」を「循環型社会推進課」に改める。

別表第二の四の表大気水質保全課の項第一号1、4、6、10、12及び14中

「」を「」に改め、同号16中「排出」の下に「及び飛散の」を加え、

「」を「」に改め、同号に次のように加える。

17 附則第十一項の規定による報告の要 求	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
-----------------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------

別表第二の四の表大気水質保全課の項第二号5中

改め、同項第三号3から5まで、7から10まで、12、15、16及び20中

「」に改め、同号25を同号26とし、同号24を同号25とし、同号23を同号24と

し、同号22中「国」を「環境大臣」に、「」を「」に改め、同号

22を同号23とし、同号21の次に次のように加える。

22 第二十三条第六項の規定による国の 行政機関の長との協議	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
--------------------------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------

別表第二の四の表大気水質保全課の項第五号1中

改め、同号2中「調査結果」を「調査の結果」に、「」を「」に

改め、同号4中「」を「」に改め、同項第十号3、5及び7中

「」を「」に改め、同号8中「測定結果」の下に「（排出ガス及び

排水に係るものに限る。）」を加え、「」を「」に改め、同号

12中「」を「」に改め、同項第十一号1を削り、同号2中「排出

量等の届出及び」を「排出量及び移動量に関する届出の経由並びに当該」に改め、同号2を同号1とし、同号3から5までを同号2から4までとし、同号6中

「」を「」に改め、同号6を同号5とし、同号7を同号6とし、同号8を同号7

とし、同号9中「」を「」に改め、同号9を同号8とし、同号10

中「」を「」に改め、同号10を同号9とし、同項第十二号4中

「」を「」に改め、同項第十三号を削る。

別表第二の四の表環境整備課の項第一号1中「第五条の第三項」を「第五条の五第三項」に改め、同号2中「第五条の第三項」を「第五条の五第四項」に改め、同号19中「第九条の二」を「第九条の第二項」に改め、「許可の取消し及び」を削り、「並びに」を「及び」に改め、同号89を同号94とし、同号74から88までを同号79から93までとし、同号73中「第十五条の三」を「第十五条の二の六」に改め、同号73を同号77とし、同号77の次に次のように加える。

78	第十五条の三の規定による産業廃棄物処理施設の設置の許可の取消し						
----	---------------------------------	--	--	--	--	--	--

別表第二の四の表環境整備課の項第一号72中「第十五条の二の四第三項」を「第十五条の二の五第三項」に改め、同号72を同号76とし、同号71中「第十五条の二の四第三項」を「第十五条の二の五第三項」に改め、同号71を同号75とし、同号70中「第十五条の二の四第三項」を「第十五条の二の五第三項」に改め、同号70を同号74とし、同号69中「第十五条の二の四第二項」を「第十五条の二の五第二項」に改め、同号69を同号73とし、同号68中「第十五条の二の四第二項」を「第十五条の二の五第二項」に改め、同号68を同号72とし、同号67中「第十五条の二の四第二項」を「第十五条の二の五第二項」に改め、同号67を同号71とし、同号66中「第十五条の二の四第二項」を「第十五条の二の五第二項」に改め、同号66を同号70とし、同号65中「第十五条の二の四第二項」を「第十五条の二の五第二項」に改め、同号65を同号69とし、同号64中「第十五条の二の四第一項」を「第十五条の二の五第一項」に改め、同号64を同号68とし、同号68の前に次のように加える。

67	第十五条の二の四の規定による一般廃棄物処理施設の設置の届出						
----	-------------------------------	--	--	--	--	--	--

別表第二の四の表環境整備課の項第一号63を同号66とし、同号57から62までを同号60から65までとし、同号56中「第十四条の三」の下に「及び第十四条の三の二」を加え、

	林務環境部長	を					
--	--------	---	--	--	--	--	--

に改め、同号

56を同号59とし、同号55中「第十四条の三」の下に「及び第十四条の三の二」を加え、同号55を同号58とし、同号50から54までを同号53から57までとし、同号49中「第十四条の四第五項」を「第十四条の四第七項」に改め、同号49を同号52とし、同号48中「第十四条の四第四項」を「第十四条の四第六項」に改め、同号48を同号51とし、同号44から

47までを同号47から50までとし、同号43中「許可の取消し及び」を削り、同号43を同号44とし、同号44の次に次のように加える。

45	第十四条の三の二の規定による産業廃棄物収集運搬業(県外の業者に限る)及び処分業の許可の取消し						
46	第十四条の三の二の規定による産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し(県外の業者を除く)						

別表第二の四の表環境整備課の項第一号42中「許可の取消し及び」を削り、同号42を同号43とし、同号37から41までを同号38から42までとし、同号36中「第十四条第五項」を「第十四条第七項」に改め、同号36を同号37とし、同号35中「第十四条第四項」を「第十四条第六項」に改め、同号35を同号36とし、同号20から34までを同号21から35までとし、同号19の次に次のように加える。

20	第九条の二の二第一項及び第二項の規定による一般廃棄物処理施設の設置の許可の取消し						
----	------------------------------------------	--	--	--	--	--	--

別表第二の四の表環境整備課の項第四号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の号を加える。

四	ダイオキシン類対策特別措置法の施行に関する事務	第二十八条第四項の規定による設置者による測定結果(ばいじん及び焼却灰その他の燃え殻に係るものに限る。)					
---	-------------------------	-----------------------------------------------------	--	--	--	--	--

別表第二の四の表みどり自然課の項中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号を削り、第八号を第六号とし、第九号を第七号とし、第十号を第八号とする。

別表第二の四の表森林整備課の項第一号1中「(二)以上の地域振興局に係るものに限る。」を削り、同号2中「(1)に掲げるものを除く。」を「(地域振興局に係るものに限る。)」に改め、同号3中「(二)以上の地域振興局に係るものに限る。」を削り、同号4中「(3)に掲げるものを除く。」を「(地域振興局に係るものに限る。)」に改め、同項第二号1中「焼却」の下に備えられた測量成果に係るものに限る。」に改め、同項第二号1中「焼却」の下に

「及び薬剤による防除」を加え、同項第九号中「第十五条」を「第十五条第一項」に改める。

別表第二の四の表林業振興課の項第三号13中「第八十条第二項」を「第八十条の第二項」に改める。

別表第二の四の表県有林課の項第一号1中「第二百三十八条第四項第四号及び第六号」を「第二百三十八条の四第四項及び第六項」に改め、同号2中「第二百三十八条第四項第四号及び第六号」を「第二百三十八条の四第四項及び第六項」に改め、「除く。」の下に「、簡易な電気通信施設の設置の用に供するもの」を加え、同項第八号中

東地域振興局林務環境部長
に改め、同項第九号中

に改め、同項第十号1及び2中

を
に改める。

別表第二の五の表中「商工労働観光部」を「商工労働部」に改める。

別表第二の五の表産業交流課の項を削る。

別表第二の五の表商業振興金融課の項中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 中小企業流通業務効率化促進法（平成四年法律第六十五号）の施行に関する	第十五条の規定による流通業務効率化事業の実施状況報告の徴収
--------------------------------------	-------------------------------

事務

別表第二の五の表工業振興課の項第一号中「第二十一条第一項」を「第十七条第一項」に改め、同項第十一号を同項第十三号とし、同項第七号から第十号までを二号ずつ繰り下げ、同項第六号中「エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法」を「エネルギー等の使用の合理化及び資源の有効な利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法」に改め、同号を同項第八号とし、同項第五号中「工業技術センター副所長」を「工業技術センター所長」に改め、同号を同項第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七 農村地域工業等導入促進法第十条の地区等を定める省令（昭和六十三年自治省令第二十六号）の施行に関する事務	第一条第一項の規定による地区の指定
-------------------------------------------------------	-------------------

別表第二の五の表工業振興課の項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 工業立地法 昭和三十四年法律第二十四号）の施行に関する事務	1 第六条第一項及び第七条第一項の規定による特定工場の新設等の届出						
	2 第八条第一項の規定による特定工場の変更の届出						
	3 第九条第一項及び第二項の規定による届出事項についての勧告						
	4 第十一条第二項の規定による実施制限期間の短縮の認定						
	5 第十二条の規定による特定工場の名称等の変更の届出						

6 第十三条第三項の規定による特定工場の承継の届出

別表第二の五の表観光課の項を削る。

別表第二の五の表職業能力開発課の項第三号10中、「産業技術短期大学校に係るものに限る。」を削り、同号11を削り、同号12中「産業技術短期大学校に係るものに限る。」を削り、同号12を同号11とし、同号13を削り、同号14を同号12とし、同号15から28までを同号13から26までとし、同号29中「28」を「26」に改め、同号29を同号27とし、同項第四号8中「産業技術短期大学校に係るものに限る。」を削り、同号9を削り、同号10を同号9とし、同号11を同号10とし、同号12を同号11とし、同項第六号中「受講料」を「授業料、受講料」に改める。

別表第二の七の表土木総務課の項第一号5中「第十九条第五項」を「第十九条の五」に改め、同号6から11までを次のように改める。

6 第二十七条の二十六第一項の規定による経営規模等評価の実施					
7 第二十七条の二十七の規定による経営規模等評価の結果の通知					
8 第二十七条の二十九第一項の規定による建設業者に対する総合評定値の通知					
9 第二十七条の二十九第三項の規定による発注者に対する総合評定値の通知					
10 第二十七条の三十五第一項の規定による経営状況分析の実施					
11 第二十七条の三十五第五項の規定による経営状況分析の業務の実施等に係る公示					

別表第二の七の表土木総務課の項第一号12から16までを削り、同号17中「第二十七条の三十四」を「第二十七条の三十八」に改め、同号17を同号12とし、同号18から37までを同号13から32までとし、同項第二号3中「第十九条第二項」を「第十九条の六第一項」に、「経営事項審査」を「経営規模等評価」に改め、同号4中「第十九条第三項」を

「第十九条の六第二項」に、「経営事項審査の申請」を「経営規模等評価の申請書」に改め、同号5中「経営事項審査の再審査の申請」を「再審査の申立書」に改め、同号6中「経営事項審査の」を削り、同号に次のように加える。

7 第二十一条の二第一項の規定による総合評定値の請求の時期及び方法等の公示					
8 第二十一条の二第三項の規定による総合評定値の請求書の国土交通大臣への進達					

別表第二の七の表土木総務課の項第五号及び第六号中「深城・笹子ダム建設事務所」を「深城ダム建設事務所」に、「深城・笹子ダム建設事務所」を「深城ダム建設事務所」に、「桂川流域下水道建設事務所」を「桂川流域下水道事務所」に、「桂川流域下水道建設事務所」を「桂川流域下水道事務所」に改める。

別表第二の七の表道路建設課の項中「道路建設課」を「道路整備課」に改める。

別表第二の七の表道路維持課の項中「道路維持課」を「道路管理課」に改め、同項第一号3中「並びに告示」を削り、 を に改め、同号27を同号28とし、同号20から26までを同号21から27までとし、同号19の次に次のように加える。

20 第四十八条の二第一項及び第二項の規定による自動車専用道路の指定					
------------------------------------	--	--	--	--	--

別表第二の七の表道路維持課の項第三号5を次のように改める。

5 第八条の規定による占用料の減免（第一号9に掲げる占用の許可に係るものに限る。）					
-------------------------------------------	--	--	--	--	--

別表第二の七の表道路維持課の項第三号に次のように加える。

6 第八条の規定による占用料の減免（第一号8に掲げる占用の許可に係るものに限る。）					建設部長
-------------------------------------------	--	--	--	--	------

7 第九条の規定による占用料の納入通

建設部 部長

別表第二の七の表治水課の項第七号15中、「(一件の採取量が五千立方メートル未満の土石並びに一万個及び三百立方メートル未満の転石採取に係るものに限る。)」を削り、同号16を削り、同号17を同号16とし、同号18から25までを同号17から24までとし、同号26中「27」を「26」に改め、同号26を同号25とし、同号27から51までを同号26から50までとし、同号52中「51」を「50」に改め、同号52を同号51とし、同号53を同号52とし、同項第九号1中「(一件の採取量が五千立方メートル未満の砂利及び一万個未満の玉石の採取並びに施設に係るものに限る。)」を削り、同号2を削り、同号3中「(一件の採取量が五千立方メートル未満の砂利及び一万個未満の玉石の採取並びに施設に係るものに限る。)」を削り、同号3を同号2とし、同号4を削り、同号5中「(一件の採取量が五千立方メートル未満の砂利及び一万個未満の玉石の採取並びに施設に係るものに限る。)」を削り、同号5を同号3とし、同号6を削り、同号7を同号4とし、同号8を同号5とし、同号9を同号6とし、同号10中「(一件の採取量が五千立方メートル未満の砂利及び一万個未満の玉石の採取に限る。)」を削り、同号10を同号7とし、同号11を削り、同号12中

を

建設

に改め、同号12を同号8とし、同号13中「(一件の採取量が五千立方メートル未満の砂利及び一万個未満の玉石の採取並びに施設に係るものに限る。)」を削り、同号13を同号9とし、同号14を削る。

別表第二の七の表建築指導課の項第六号3中「第三十一条の二第二項第十二号二」を「第三十一条の二第二項第十四号二」に改め、同号4中「第六十二条の三第四項第十二号二」を「第六十二条の三第四項第十四号二」に改める。

別表第二の七を同表の八とする。

別表第二の六の表果樹食品流通課の項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り上げる。

別表第二の六の表畜産課の項第七号1中「第二条の七」を「第二十四条第一項」に改め、同号2中「第四条第一項」を「第二十七条第一項」に改め、同号3中「第九条第一項」を「第三十三条第一項」に改め、「製造業者」の下に「及び販売業者」を加え、同号4及び5中「第二十一条第二項」を「第五十六条第二項」に改め、同号6中「第二十一条第七項」を「第五十六条第七項」に改める。

別表第二の六の表花き農産課の項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第十二号までを一号ずつ繰り上げ、第十三号及び第十四号を削り、第十五号を第十二号とし、第十六号を第十三号とし、第十七号を第十四号とする。
別表第二の六を同表の七とする。
別表第二の五の次に次のように加える。
六 観光部

組織名	事務の種類	事項	専決区分	備考
観光課 企画課	一 通訳案内業法(昭和二十四年法律第二百十号)の施行に関する事務	1 第三条の規定による免許証の交付 2 第九条の規定による免許証の再交付及び書換え 3 第十四条第一項の規定による免許の取消し 4 第十四条第一項の規定による営業の停止命令 5 第十四条第二項の規定による聴聞	本庁 出先機関	
二 旅行業法(昭和二十七年法律第二百三十九号)の施行に関する事務	1 第五条第一項の規定による旅行業(第二種旅行業務及び第三種旅行業務に係るものに限る。以下この号において同じ。)及び旅行代理業の登録 2 第六条第一項の規定			

課 資源 観光										
一 山梨県モーターボート業適正化条例(昭和五十二年山梨県条例第二十九号)の施行に関する事務										
3 第十一条第一項の規	2 第七条第一項の規定によるモーターボート業者の登録の拒否	1 第六条第一項の規定によるモーターボート業者の登録	9 第二十条第一項の規定による旅行業の登録の抹消	8 第十九条第一項の規定による旅行業の登録の取消し	7 第十九条第一項の規定による旅行業の業務停止命令及び登録の取消し	6 第十八条の三の規定による旅行業の業務改善命令	5 第十二条の二第一項の規定による旅行業の旅行業約款の認可及び変更の認可	4 第六条の四第一項の規定による旅行業の変更の登録	3 第六条の三第一項の規定による旅行業の更新の登録	による旅行業及び旅行代理業の登録の拒否
企画	企画 振興 部長	企画 振興 部長								
三 やまなしの歴史文化公園に関する条例(昭和五十九年山梨県条例第六号)の施行に関する事務										
2 第六条第一項の規定による保全活用計画の	1 第五条第二項及び第四項の規定による歴史文化公園の指定、変更及び解除に係る関係市町村長等の意見の聴取	二 山梨県モーターボート業適正化条例施行規則(昭和五十三年山梨県規則第二号)の施行に関する事務		8 第十六条の規定による条例又はこれに基づく処分に違反した者の公表	7 第十五条第一項の規定によるモーターボート業を営む者に対する報告の徴収及び立入検査	6 第十四条第二項の規定による監視員の任命及び委嘱	5 第十二条第二項の規定による登録の取消し	4 第十二条第一項の規定による勧告及び業務停止命令	定による業務従事者の身分証明書及び胸章の交付	
		企画 振興 部長				企画 振興 部長				振興 部長

四 山梨県景観条例（平成二年山梨県条例第二十（四号）の施行に
関する事務

4 第九条第六項及び第九項の規定による景観形成地域の指定及び変更に係る公聴会の開催	3 第九条第五項及び第九項の規定による景観形成地域の指定及び変更に係る意見書の提出	2 第九条第三項及び第九項の規定による景観形成地域の指定、解除及び変更に係る山梨県景観審議会の意見の聴取	1 第七条第三項及び第五項の規定による景観形成基本方針の策定及び変更に係る山梨県景観審議会の意見の聴取	6 第八条の規定による歴史文化公園の保全と活用を確保するための協定の締結	5 第七条の規定による歴史文化公園に関する標識等の設置	4 第六条第二項の規定による保全活用計画の告示	3 第六条第一項の規定による保全活用計画の決定	決定に係る関係市町村長との協議

10 第十一条第四項において準用する第九条第六項の規定による景観形成基準の決定及び変更に係る公聴会の開催	9 第十一条第四項において準用する第九条第五項の規定による景観形成基準の決定及び変更に係る意見書の提出	8 第十一条第四項において準用する第九条第三項の規定による景観形成基準の決定、変更及び廃止に係る山梨県景観審議会の意見の聴取	7 第十条第三項において準用する第九条第六項の規定による景観形成基本計画の決定及び変更に係る公聴会の開催	6 第十条第三項において準用する第九条第五項の規定による景観形成基本計画の決定及び変更に係る意見書の提出	5 第十条第三項において準用する第九条第三項の規定による景観形成基本計画の決定、変更及び廃止に係る山梨県景観審議会の意見の聴取

11 第十五条第四項において読み替えて準用する第九条第三項の規定による大規模行為景観形成基準の決定、変更及び廃止に係る山梨県景観審議会の意見の聴取	12 第十七条の規定による大規模行為（物品の集積又は貯蔵に限る。）の届出に係る指導及び助言	13 第十九条第三項の規定による国等の公共事業の実施等に関する協力の要請	14 第十九条第四項において読み替えて準用する第九条第三項の規定による公共事業等景観形成指針の決定、廃止及び変更に係る山梨県景観審議会の意見の聴取	15 第二十条第一項の規定による景観形成住民協定の認定	16 第二十条第三項の規定による景観形成住民協定の公表
					林務 環境 部長

注 局部長名又は所長名は、備考欄に記載する。

附 則 この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

山梨県規則第三十一号

山梨県事務委任規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十六年三月三十一日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県事務委任規則の一部を改正する規則

山梨県事務委任規則（昭和四十三年山梨県規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中第八号を削り、第九号を第八号とし、第十号から第二十号までを一号ずつ繰り上げ、第二十一号を削り、第二十二号を第二十号とし、第二十三号に次のように加える。

ト 第二十九条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査

第三条第一項中第二十三号を第二十一号とし、第二十四号から第二十六号までを二号ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。